

ペット同行避難マニュアル



防災減災

令和6年9月

美濃加茂市

【 目 次 】

| | | |
|---|------------------------------|-----|
| 1 | 目的（あなたとあなたの大切なペットを守るために） | P 2 |
| 2 | 用語の定義 | P 3 |
| 3 | 災害時体系図 | P 5 |
| 4 | 緊急連絡網（情報共有） | P 6 |
| 5 | 推定被災ペット | P 7 |
| 6 | 飼い主としての準備と発災後の行動 | P 7 |
| | 普段の暮らしの中での防災対策 | P 7 |
| | ペットのしつけと健康管理 | P 8 |
| | その他のペット避難所における注意点 | P 9 |
| | ペットとはぐれてしまった時のために | P10 |
| | ペット用の避難用品や備蓄品の確保 | P11 |
| | 避難所や避難ルートの事前確認 | P12 |
| | 避難訓練の実施 | P13 |
| | 災害時の心構え | P13 |
| 7 | 避難所としての準備と発災後の行動 | P15 |
| | 避難所におけるペットスペースや飼育ルールを決定する | P16 |
| | ペットスペースの配置ポイント | P16 |
| | 飼育ルール | P18 |
| | ペットの登録及び名簿の作成 | P18 |
| | 保護動物受付、動物救護活動報告（要請）、逸走動物搜索依頼 | P18 |
| | 飼い主会の設立 | P18 |
| | ペットスペースの維持管理 | P19 |
| 8 | ペット受入れ可能避難所一覧 | P19 |
| 9 | 各種様式 | P20 |

1 目的

～あなたとあなたの大切なペットを守るために～

災害時には何よりも人命が優先されます。

しかし、近年ペットは家族の一員であるとの意識が飼い主に芽生えつつあり、飼い主とペットが同行避難することは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要であると考えられています。

また、これまでの大規模災害では、放浪状態となって野犬化した犬が住民に危害をもたらしたケースや不妊去勢の処置をされないまま放浪状態となったペットが無秩序に繁殖したケースなど、様々な問題が報告されています。このような事態を未然に防ぐためにも、ペットとの同行避難を進めることが必要になっています。

一方で避難所では、動物が苦手な方や、アレルギーをお持ちの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、ペットの受け入れや飼育において一定の配慮が必要となってきました。

こうした状況を踏まえ、平成 30 年 3 月に環境省から「人とペットの災害対策ガイドライン」が示されました。

このガイドラインには、人命救助が優先される災害時において、ペットと同行避難するためには、飼い主が自身の安全を確保した上でペットの安全と健康を守る「自助」を基本としています。このような中で、自治体には、飼い主によるペットの適正飼養を支援し、ペットをめぐるトラブルを最小化させる役割が求められています。

本マニュアルは、美濃加茂市地域防災計画に記載されている「動物愛護」に基づき、飼い主が平常時に備えるべきことや災害時の行動指針を示しています。

災害時におけるペットの同行避難について、あらゆる方々に理解していただき、避難の方法や、避難所におけるペットの受け入れ及び飼育管理など適切な保護対策が行えることを目的としています。

また、ペットの飼い主は、「命ある動物」の所有者であり、動物を愛護し適正に管理する義務を負っています。大規模災害発生時は、被害発生への対応や、その拡大防止に多くの人的資源を必要とするので、ペット救護は飼い主の「自助」が原則になります。「自助」とは、「自分の命は自分で守る」ことを意味し、防災の基本です。特に、災害発生直後の行動は、自身の安全を確保するために避難するか、そこに留まるべきかの判断に始まり、自己所有し管理するペットの安全確保や飼育も、自助が原則となります。災害発生までの「平常時の備え」と、「災害発生後の対応」また、「避難所での生活」に分けて考えていきます。

2 用語の定義

ペット

本マニュアルに定めるペットは、避難所へ同行を想定する人が養い育てている犬や猫等の小動物を対象とします。

人に危害を加える恐れのある、大型動物や危険動物、ワニガメやニシキヘビ等の特定生物や特定外来生物に指定された動物や設備環境により飼育が困難な動物は、受け入れることはできません。また、飼い主はペットを飼育している美濃加茂市民に限る。

同行避難

「災害発生時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所等まで安全に避難すること」を言います。避難所での人とペットの同居を意味するものではありません。ただし、盲導犬等の利用者の体の一部である動物についてはこの限りではありません。

在宅避難

自宅が安全な場合は、避難所に避難せず、自宅に留まり生活すること。

放浪動物

何かしらの理由で放置せざるを得なくなり放浪状態になったペットのほか、自宅が損傷し逃走した動物、けい留されたまま放置された状態のペットも含みます。

避難所

災害により住宅を失ったり、ライフラインの停止等により生活が困難となった方が一定の期間避難生活をするための体育館等の施設。

岐阜県被災動物救援本部

発災後、円滑にペットの救援活動が行われるよう、人員・物資等を管理するため、岐阜県、（公社）岐阜県獣医師会、岐阜県動物愛護ネットワーク会議及び岐阜大学応用生物科学部により構成される「岐阜県被災動物救援本部」が設置される。

被災動物救護所

動物救援本部が被災したペットの救援活動を実施するため、被災状況に応じて、避難所、災害現場や県内保健所等（12カ所）の敷地内に設置。

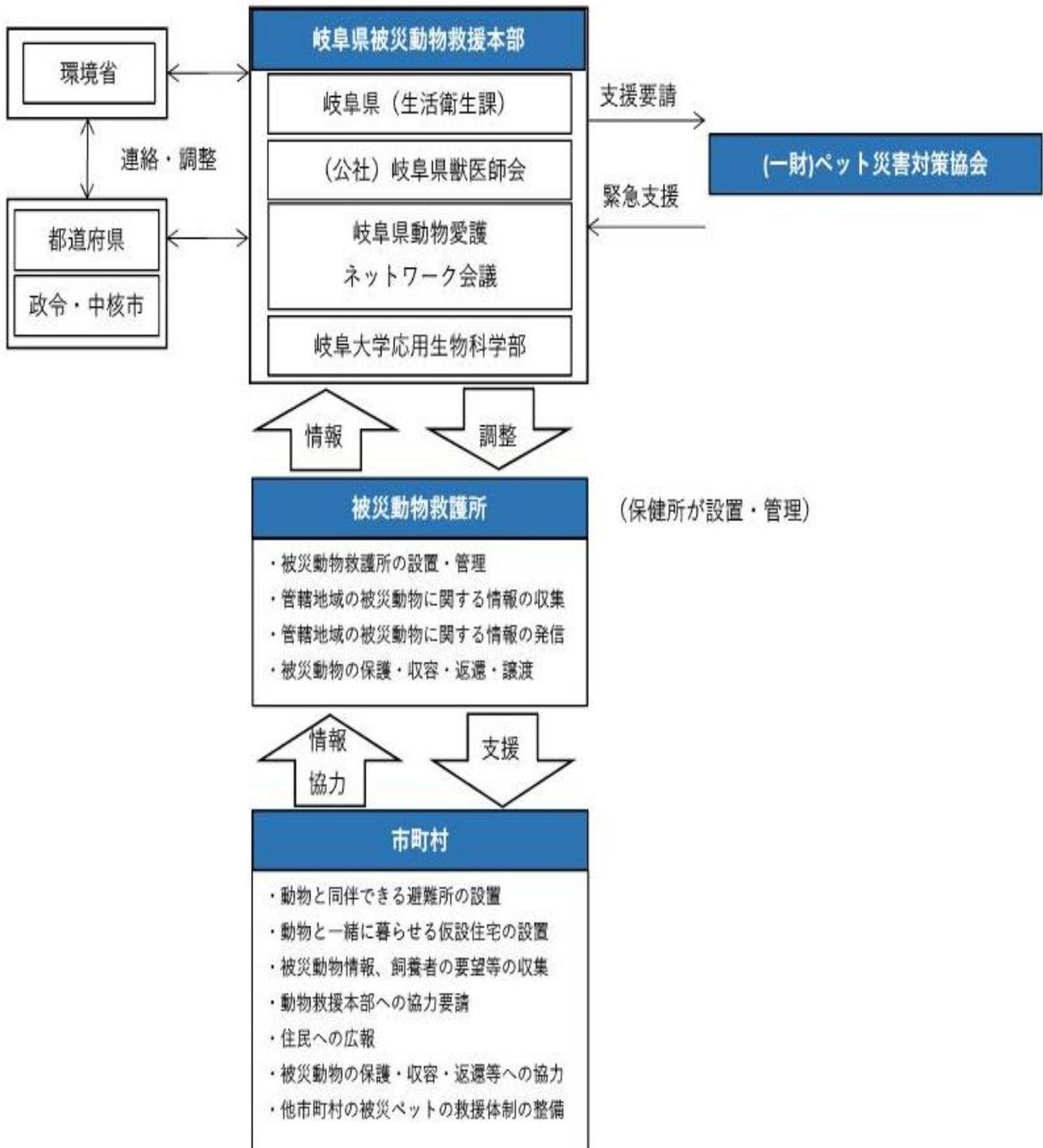
臨時動物救援病院

（公社）岐阜県獣医師会の会員が所有する診療施設。負傷したペットの治療および一時飼養等を行う。

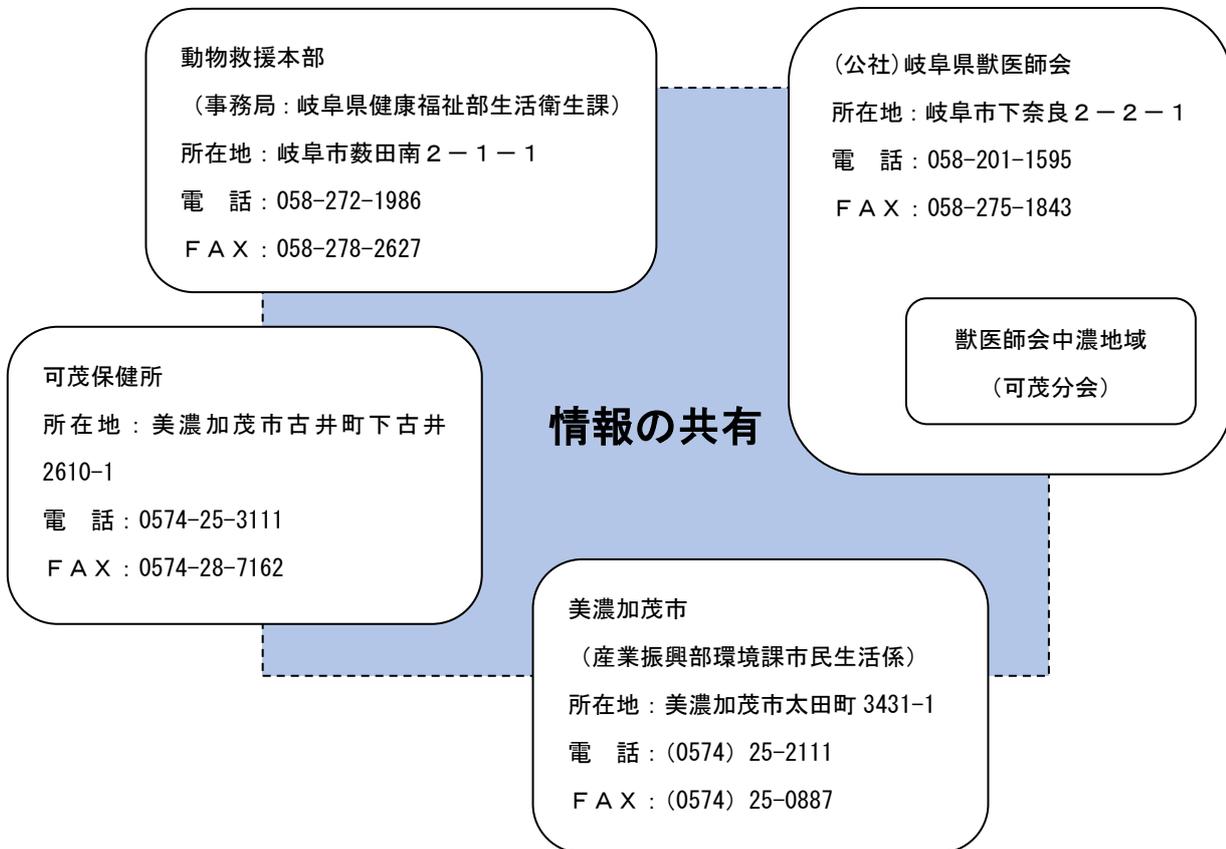
一般財団法人ペット災害対策協会

動物愛護や人と動物の絆を守る観点から、不測の緊急災害において被災したペットの救護及び円滑な救護の確保を目的として設置され、動物救援本部の支援要請に応じ、緊急支援を行う。

3 災害時体系図



4 緊急連絡網



※災害発生時に避難したペットが、病気や健康管理等に問題等が発生した場合は、環境課より可茂保健所の生活衛生課に連絡し、可茂保健所から県及び獣医師会中濃地域(可茂分会)に連絡調整する流れとなっている。

5 推定被災ペット

【推定被災ペット数】 (令和3年10月1日現在)

| 人口 | 種別 | 被災ペット頭数 |
|---------|----|----------|
| 57,178人 | 犬 | 233頭(推計) |
| | 猫 | 258頭(推計) |

●兵庫県南部地震に伴う被災ペット数の推定(兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録から)

| 世帯数(A) | 全半壊戸数(B) | B/A(%) | 種類 | 飼育頭数(C) | 被災ペット推定数(B/A×C) |
|-----------|----------|--------|----|-----------------|-----------------|
| 1,193,159 | 58,940 | 4.9 | 犬 | 80,154(登録数) | 3,927 |
| | | | 猫 | 107,036(H2年推定数) | 5,244 |

●美濃加茂市(南海トラフ巨大地震の被害予想を元に計算)(令和3年10月1日時点)

| 世帯数(A) | 全半壊戸数(B) | B/A(%) | 種類 | 飼育頭数(C) | 被災ペット推定数(B/A)×C |
|--------|----------|--------|----|------------|-----------------|
| 23,262 | 1,671 | 7.18 | 犬 | 3,253(推定数) | 233 |
| | | | 猫 | 3,597(推定数) | 258 |

6 飼い主としての準備と発災後の行動



～飼い主は、災害に備えて平常時から

ペットの「防災」、「減災」のための準備を行うことが必要です～

普段の暮らしの中での防災対策

災害時にペットを守るには、まず飼い主が無事であることが重要です。

そのためには、自宅の家具類の固定等の地震対策を行う必要があります。ペットが普段いる場所にも配慮することで、ペットの安全にも繋がります。

また、犬を屋外で飼育している場合は、ブロック塀やガラス窓、倒れやすい建物等、飼育場所の周囲に破損や倒壊の恐れのあるものがないか確認しておくと共に、首輪や鎖が外れたり切れたりして逃げ出す恐れがないか確認しておきましょう。

【 防災対策として以下の点に注意してください 】

- ①家具類の転倒防止対策をしているか。
- ②避難通路は確保できているか。
- ③窓等ガラスの飛散防止対策をしているか。
- ④災害時逃げ込める場所は確保できているか。
- ⑤屋外に風で飛びそうな物は無いか、揺れで倒れそうな物は無いかを確認し、有る場合は物を片付ける、固定する。

ペットのしつけと健康管理

ペットも突然の災害にパニックになり、いつもと違う行動をとる可能性があります。こうした状況で、人とペットが安全に避難するためには、普段からキャリーバック等に入れることを嫌がらないことや犬の場合は、「待て」、「おいで」等のしつけを行ってください。

避難所におけるペットの飼育においては、日頃から、キャリーバックやゲージに慣らしておくこと、人や他の動物を怖がったり、むやみに吠えたりしないこと、決められた場所で排泄ができるようにしておくことで、他人への迷惑防止をすると共に、ペット自身のストレスも軽減することができます。

また、避難所においては、ペットの免疫力が低下したり、他の排泄物との接触が多くなるため、普段からペットの健康管理に注意し、予防接種やノミなどの外部寄生虫の駆除を行い、ペットの健康、衛生状態を確保してください。さらに、不必要な繁殖を防止するための不妊・去勢手術により、性的ストレスの軽減、無駄吠え等の問題行動の抑制などの効果が期待できます。



犬

- ・「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけを行う。
- ・ゲージ等の中に入ることを嫌がらないように、日頃からならしておく。
- ・不必要に吠えないしつけをする。
- ・人や他の動物を怖がったり、攻撃的にならないようにする。
- ・決められた場所で排泄ができるようにする。
- ・狂犬病予防注射などの各種ワクチン接種を行う。
- ・犬フィラリア症など寄生虫の予防、駆除を行う。
- ・不妊、去勢手術を行う。



猫

- ・ キャリーバッグやゲージに入ることを嫌がらないように、日頃からならししておく。
- ・ 人や他の動物を怖がらないようにする。
- ・ 決められた場所で排泄ができるようにする。
- ・ 各種ワクチン接種を行う。
- ・ 寄生虫の予防、駆除を行う。
- ・ 不妊、去勢手術を行う。

その他ペット避難所における注意点



うさぎ・モルモット

- ・ 気温の変化に弱いため、屋内飼育が原則。屋外で飼育する場合は、暑さ、寒さ、直射日光の他に猫やカラス等に襲われないように配慮が必要。
- ・ 糞を大量にするため、床がすぐに糞で埋まったり、臭いの原因になることがあるため、直ぐに片付ける。



ハムスター

- ・ 気温の変化に弱いため、屋内飼育が原則。屋外で飼育する場合は、暑さ、寒さ、直射日光の他に猫やカラス等に襲われないように配慮が必要。
- ・ 小さくすばしっこいため、慣れない場所で逃げ出してしまったら、捕まえられなくなってしまう可能性がある。床敷きを多めに入れる等工夫をして、清掃の回数を減らすことを心掛ける。



小鳥

- ・ 気温の変化に弱いため、夏は直射日光の当たらないところ、冬は窓越から少し離れたところが適している。
- ・ 少量の餌をこまめに食べる。餌が欠けると餓死してしまう可能性があるため、餌箱には常に餌があるようにする。

※ペットの飼い主の方は、掛かりつけの動物病院等からペットの飼育方法を事前に確認し、災害時に備えることが大切です。

ペットとはぐれてしまった時のために

災害時には、やむを得ずペットを残して避難したり、ペットとはぐれてしまう場合もあるため、保護された際に飼い主の元に戻れるように所有者の明示をして下さい。

外から見えても誰でも分かる迷子札等を付けるとともに、脱落のおそれがなく、確実な身分証明となるマイクロチップを装着するといった対策をしておくことが大切です。



犬

- ・首輪と迷子札の装着
- ・鑑札や狂犬病予防注射済票の装着
(飼い犬は狂犬病予防法により鑑札の装着と年1回の予防注射及び注射済票の装着が義務付けされています。)
- ・マイクロチップの装着

猫

- ・首輪と迷子札 (猫の首輪は引っ掛かりを防止するために、力が加わると外れるタイプが良いとされています。)
- ・マイクロチップの装着

ペット用の避難用品や備蓄品の確保

避難所においてペットの飼育に必要な物は、基本的に飼い主が用意して下さい。これを「自助」(自身の身は自分で守る)といい、ペット防災の基本的な考え方となります。ライフラインの被害や緊急避難などに備え、ペットの避難に必要な物資の備蓄を行い、避難が必要な場合には、一緒に持ち出せるようにして下さい。

避難所の救助物資は避難者から優先して配布されるため、ペット用の救援物資が届くまでには、相当数の日にちを要することが予想されます。**少なくとも5日分(7日以上が望ましい)**は用意しておくようにして下さい。

特に療法食等の特別食を必要としているペットの場合は、長期間分の用意が必要になります。備蓄品には優先順位を付け、避難時に持ち出せるように、飼い主の避難用品と共に保管して下さい。

ペット用品の備蓄品と持ち出す際の例

○主な備蓄品

- ・療法食、薬
- ・ペットフード、水、(少なくとも5日分)
- ・予備の首輪、リード(伸びないもの)
- ・食器
- ・排泄物の処理用具
- ・ガムテープ(ゲージ補修など多用途に使用可能)
- ・飼い主の連絡先とペットに関する飼い主以外の緊急連絡先、預かり先などの情報
- ・ペットの写真(携帯電話に画像を保存することも有効な手段)
- ・ワクチンの接種状況、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報

○用意があると良いもの

- ・ペットシート、毛布、マット類
- ・トイレ用品(猫の場合は使い慣れたトイレ砂)
- ・タオル、ブラシ
- ・ペット用おもちゃ
- ・洗濯ネット(猫の場合)

避難所や避難ルートの事前確認

飼い主は、美濃加茂市ホームページ、美濃加茂市ハザードマップ等で災害時の避難所の所在地や避難ルートを確認して下さい。

さらに、普段から近隣住民と良好な関係が築けるよう、コミュニケーションや飼育マナーに気を配ると共に、万が一の時にお互い助け合うことができるよう、飼い主同士や近隣住民と防災について話し合っておいて下さい。

過去の震災においては、災害時自宅に置いてきたペットのために家に戻った飼い主が二次災害にあたり、避難所におけるペットの同行避難についての理解不足等により、飼い主が車上生活を続けた結果、エコノミー症候群に陥った事例がありました。

避難することや緊急時に備え、避難所以外の避難先として、実家や知人宅、雨の場合は、高台のあるペットホテルや動物病院等、避難先をいくつか確保、決めておくことも有効な手段です。



避難訓練の実施

実際に避難訓練に参加、実施し、所要時間や危険箇所等をチェックしておくことで、災害時にパニックにならず、より安全に避難できます。

避難訓練を行う際は、以下の内容を確認しましょう。

- ・避難所までの所要時間
- ・ガラスの破片の飛散や看板落下などの危険がある箇所の有無
- ・通行できない時の迂回路
- ・避難所でのペットの反応や行動
- ・避難所での飼育環境の確認



災害時の心構え

【人とペットの安全確保】

災害が発生した場合は、まず自分の安全を第一とし、落ち着いて自分とペットの安全を確保します。

突然の災害で、ペットもパニックになり、いつもと違う行動をとる場合も十分考えられるので、ペットを落ち着かせるとともに、逃げ出しやけがなどに気を付けてください。

その際、リードを付れたり、キャリーバッグやケージに入れるなどして、ペットの安全を確保して下さい。

【同行避難の準備】

災害が発生したら、何よりも自分の命を守ること、そして、けがをしないことが大切です。次いで、ペットの安全を確保し、犬はすぐにリードを

付け、猫は慣れたキャリーバックに入れるなど避難できる体制を確保します。

地震の場合は、予想される大きな余震、家の倒壊、火災の延焼等の事態を考慮し、屋内が安全であるかを冷静に判断しなければなりません。

屋内が危険であると判断した場合は、ペットと一緒に一時集合場所等に落ち着いて避難します。

事態が鎮静化した場合は、自宅の被災状況を確認し、自宅で生活できるか避難所に避難する必要があるのか冷静に判断しなければなりません。

避難所に避難しなければならない場合は、平常時に準備していた飼い主用及びペット用の非常持ち出し袋を持ち出せるように準備するとともに、行先等を記入したメモを残すなど同行避難のための準備を行います。



【 同行避難の実施 】

準備した飼い主用とペット用の持ち出し袋を携帯し、事前に計画していた経路を使用して、安全確認しながら避難所等に避難します。

避難する場合は、通電火災を防止するために電気ブレーカーを落とす、ガスの復旧を阻害しないようにガスの元栓を閉める、必要な施錠を行うなどの処置を行ってから避難して下さい。

【 ペットの同行避難 】

避難する場合は、飼い主はペットと一緒に避難する「同行避難」が原則となります。災害発生時に外出しているなど、ペットと離れて行動していた場合は、自分自身の被害状況、周囲の状況、自宅までの距離、移動手段の有無、避難指示等を考慮して、飼い主自身によりペットを避難させることが、可能かどうか判断します。

【 同行避難する際の準備例 】

犬

- ・ リードを付け、首輪が緩んでいないか確認する。
- ・ 小型犬はリードを付けた上で、キャリーバッグやゲージに入れるのもよい。
- ・ 首輪と迷子札の装着。

猫

- ・ キャリーバッグやゲージに入れる。
- ・ キャリーバッグなどの扉が開いて逃走しないようにガムテープなどで固定する。
- ・ 首輪と迷子札の装着。

【 避難後の預け先について 】

避難所でのペットの飼育は飼い主、他の避難者、ペットのいずれにとっても大きな負担です。できるだけ早い段階でペットだけでもより飼育に適した場所に移動することが大切です。一時的な受け入れを行っていた動物については、災害が落ち着き次第、被害を受けていない、ペットの受け入れ可能な親戚宅や知人等の新たな預け先へ移動することも有効な手段です。

7 避難所としての準備と発災後の行動

市は、下記の点に配慮して、避難所のどこに飼育スペースを設置するか予め検討します。

基本的事項

- ケージに入る大きさのペットはケージ内で飼育する。
- 大型の犬等はリード等につないで飼育する。
- 倉庫、屋根付の駐車場等の日差しや雨風を避けられる場所を選ぶ。
- ※難しい場合は、ブルーシート等を取り付け、簡易的に対応できる場所（ひさし、鉄棒等）を選ぶ。
- ペットは飼い主による自主管理が原則。
- 対象の動物または対象外の動物の判断をする。



避難所におけるペットスペースや飼育ルールを決定する

市では、避難所における利用可能な施設や形態、季節・気候等を考慮して、避難所等の敷地内におけるペットスペースや飼育ルールを決定します。

ペットスペースの決定にあたっては、ペットを飼育しない避難者との導線が交わらないよう配慮することで、ペットに関する苦情やトラブルが軽減されます。

また、犬は集団になると吠える習性を持ちますが、その状況下に限らず、犬と猫等の異種の動物が同じところで生活すると、ストレスを増大させてしまう原因となるため、可能な限り、犬と猫等の異種の動物は区別して飼育します。

ペットスペースの配置のポイント

ペットスペースを決定する方法としては、「避難所の一角をペットスペースとする方法」や「避難所敷地内に大型テント等を設置してペットスペースとする方法」等があります。



配 置 の ポ イ ン ト

① ペットの導線が交わらない場所をできるだけ選ぶ

飼い主以外の人（特に子供）が動物に触ろうとして、噛まれたり引っかかれたりする事故を防ぐために、居住区画として利用する導線から離します。人間の行き来によるストレスを軽減することで、動物も病気にかかりにくくなります。

② 鳴き声や臭いが居住区画にできるだけ届かない場所を選ぶ

鳴き声や臭いなどによるトラブルを避けるため、居住区画からできるだけ離し可能な防音性の高い部屋や倉庫を選びます。また、炊事や洗濯の場所からは離します。

特に犬のように鳴き声の問題になりやすい動物は、音の響きを考慮して、可能な限り他のペットと別の場所にします。

③動物種ごとに場所をできるだけ分離する

異種の動物の存在は、動物同士の間に関係からくるストレスが生まれ、鳴き声の問題を生じたり、ストレスから病気を発症したりします。

可能な限り飼育スペースの中でも動物種ごとに区画を分けます。

④大型犬など大きいペットは対応できる場所をよく確認する

ペットの中には、ケージ内で飼育することのできない大型犬等も含まれます。(例：ラブラドルレトリバー等) ケージに入らない大型のペットについては、基本的事項で示したとおり日差しや雨風を避けられる場所で、リードで繋いで飼育することになります。

⑤ペットスペースの設営

災害時には、事前に検討したスペースに以下のような方法によりペットスペースをできるだけ設営します。

- ・ 貼り紙や区画線などでペットスペースを明確にする。
- ・ 屋外にペットスペースを作るときは、テントやブルーシートを活用して、直射日光、雨や風よけの整備をする。
- ・ ケージ等に入れられないペットは、支柱等に繋ぎ止める。
- ・ 噛みつき事故防止のため、関係者以外の立ち入り禁止の表示をする。
- ・ 他の避難者の理解を得るため、飼育ルールを掲示して周知する。
- ・ 屋内にスペースを作らなければならない場合は、床を汚さないようブルーシート等を敷いて、清掃しやすくする。
- ・ ペットの種類ごとになるべく分けて収容する。
- ・ ペットのストレス防止のため、ケージの周囲を段ボールやタオル等で覆い、仕切りを設置すると共に、適切な距離をとり、目隠しを行う。

【 室外の例 】

テント等を設置する



倉庫等を利用する



飼育ルール

ペットを飼育していない避難者への配慮、衛生面や安全面を考慮して避難所の特性や実情に合った「飼育ルール」を以下の内容をポイントとして策定して下さい。

- ①ペットは指定された飼育場所で飼育し、避難者の居住場所と区別する。
- ②ペットはキャリーバックやケージ内に入れるまたは繋ぎとめて飼育する。
- ③ペットの飼育管理は、飼い主が責任を持って行う。
- ④避難所は「避難住民が優先」の原則を守る。
- ⑤散歩時は必ずリードを装着し、排泄の後始末は飼い主が確実に実施する。
- ⑥飼育場所、散歩場所、トイレの場所等決められた場所のみで飼育する。
- ⑦飼い主が自ら責任を持って、ペットの世話を毎日行う。
- ⑧飼い主の方による「飼い主会」を結成し、ペットスペースを管理する。
- ⑨ペットのことで、他の避難者との間にトラブルが生じた場合は、速やかに避難所本部に連絡する。
- ⑩他の避難者からペットに関する苦情等が生じた時は、原則として飼い主自身が対応する。

ペットの登録及び名簿の作成

ペット連れの避難者から受領した「様式1 ペット（動物）登録票」をもとに「様式2 ペット（動物）受付簿」を作成する。（P20、21 参照）

保護動物受付、動物救護活動報告（要請）、逸走動物搜索依頼

避難所に入所した市民より依頼のあった、保護動物受付については「様式3 保護動物受付簿」、動物救護活動報告（要請）については「様式4 動物救護活動報告書（要請）」、逸走動物については「様式5 逸走動物搜索依頼受付簿」により、それぞれ受付後に産業振興部環境課に提出する。

飼い主会の設立

飼い主の方による「飼い主会」を結成し、市と協力しながらペットスペースを確保する。飼い主会は、飼い主同士協力して以下のことを行う。

- ①ペットスペースの管理をする。
- ②ペットスペースは常に清潔にし、必要に応じて消毒する。
- ③ペットに関するトラブルが発生した場合、避難所に連絡し、解決する。

ペットスペースの維持管理

飼い主の方全員で協同して管理する必要があります。

- ・飼育スペース全体やその周辺の清掃、消毒

避難所は小中学校が多く、避難所として機能終了後は元の用途に使用されま
す。床面や壁面を汚さないようにブルーシート等を使用し、汚れが残らない
ように配慮しましょう。

- ・ペット用トイレの清掃、糞尿の処理

臭いは騒音と並んで最も多い苦情の原因なので、厳重な処理が必要です。排
泄後のトイレシートや猫砂、おがくずはビニール袋に入れ、硬く口を閉ざし
て、さらに大きなビニール袋か蓋つきゴミ箱に入れます。災害発生初期はご
みの収集が遅滞するので、臭いが外部に漏れないよう、何重にも密閉するこ
とが重要です。

8 ペット受入れ可能避難所一覧

■第2次避難所一覧

| 施設の名称 | 位 置 | 電話番号 | 延面積 (m ²) | 収容可能人員 |
|----------|-------------------|---------|-----------------------|--------|
| 東中学校 | 本郷町 8 丁目 8 番 52 号 | 25-3885 | 1,459 | 720 |
| 西中学校 | 西町 1 丁目 30 番地 | 25-2263 | 1,186 | 590 |
| 加茂高等学校 | 本郷町 2 丁目 6 番 78 号 | 25-2133 | 1,050 | 520 |
| 加茂農林高等学校 | 本郷町 3 丁目 3 番 13 号 | 26-1238 | 1,280 | 540 |

【様式1 ペット（動物）登録票】

| | |
|-----|--------|
| 避難所 | 受付 NO. |
|-----|--------|

※太字の中を記入して下さい。

| | | | | |
|----------------------------|---|---|----------|-------|
| 入 所 日 | 月 日 () | | | |
| 飼い主の 情報 | 氏 名 | | | |
| | 住 所 | 〒 — | | |
| | 滞在場所 | | | |
| | 電 話 | () — | | |
| ペ ツ ト の 情 報 | 名 前 | | | |
| | 種 別 | 犬 ・ 猫 ・ その他 () | | |
| | 種 類 (品種) | | | |
| | 性 別 | オス ・ メス | 年 齢 (推定) | 歳 |
| | 特 徴 | 体の特徴 (体の大きさ、毛色の模様、しっぽや耳の形や長さ、目の色等) | | |
| | | 人に対する特性 (怖がる、吠える、かみつく) | | |
| | 持病の有無 | なし・あり () | 不妊去勢手術 | 済 ・ 未 |
| 登録情報 ※犬の場合 | 犬の登録 (鑑札) : 狂犬病予防注射 : 未済・済 (最後に接種した時期 :) | | | |
| 備 考 | | | | |

※ペット（動物）1頭につき、この登録票を1枚記入して受付へ提出して下さい。

※補助犬をお連れの方も、この登録票を記載し、受付に提出して下さい。

※補助犬を除くペット（動物）は、屋外の決められた飼育場所で飼育して下さい。

※敷地内への避難対象となる動物は、犬、猫など愛玩動物、げっ歯類などの比較的小型動物です。大型の動物、小型でも危険な動物や特別な管理が必要となる動物の受け入れはできません。

退所日 : _____

【様式2 ペット（動物）受付簿】

| | |
|-----|-------|
| 避難所 | 管理責任者 |
|-----|-------|

作成日： 月 日

| No | ペット（動物）情報 | | | | | 入所日 / | 退所日 / |
|----|-----------|----|----|----|----------------------|------------|------------|
| | 名前 | 種類 | 性別 | 年齢 | 特徴 (体の特徴、持病、去勢手術) | ※犬のみ | |
| | | | | | | 登録済 なら○ | 注射済 なら○ |
| | 飼い主情報 | 氏名 | | | 連絡先 | | |
| No | ペット（動物）情報 | | | | | 入所日 / | 退所日 / |
| | 名前 | 種類 | 性別 | 年齢 | 特徴 (体の特徴、持病、去勢手術) | ※犬のみ | |
| | | | | | | 登録済 なら○ | 注射済 なら○ |
| | 飼い主情報 | 氏名 | | | 連絡先 | | |
| No | ペット（動物）情報 | | | | | 入所日 / | 退所日 / |
| | 名前 | 種類 | 性別 | 年齢 | 特徴 (体の特徴、持病、去勢手術) | ※犬のみ | |
| | | | | | | 登録済 なら○ | 注射済 なら○ |
| | 飼い主情報 | 氏名 | | | 連絡先 | | |
| No | ペット（動物）情報 | | | | | 入所日 / | 退所日 / |
| | 名前 | 種類 | 性別 | 年齢 | 特徴 (体の特徴、持病、去勢手術) | ※犬のみ | |
| | | | | | | 登録済 なら○ | 注射済 なら○ |
| | 飼い主情報 | 氏名 | | | 連絡先 | | |
| No | ペット（動物）情報 | | | | | 入所日 / | 退所日 / |
| | 名前 | 種類 | 性別 | 年齢 | 特徴 (体の特徴、持病、去勢手術) | ※犬のみ | |
| | | | | | | 登録済 なら○ | 注射済 なら○ |
| | 飼い主情報 | 氏名 | | | 連絡先 | | |

【様式3 保護動物受付簿】

No. :

(飼い主不明動物の受付を行い、ケージ等を使用して保護する)

| | | |
|---|--|-------------|
| 届出日： | 月 日 () | 避難所、その他 () |
| 届出時間： | 時 分 | 記入者： |
| 届出者 | 氏 名： | |
| | 連絡先： 電話 | |
| 保 護 動 物 の 情 報 | 保護日時： 月 日 () 時 分 | |
| | 保護場所： | |
| | 種 類：犬 [鑑札 (有・無)、注射済票 (有・無)] 猫・その他 () | |
| | 特 徴： 種類 (/ 雑種) 愛称 () 性別 (オス / メス) 年齢 () 大きさ (k g) 毛色 () 毛の長さ () 首輪 () 耳型 () その他の特徴 () | |
| | ※ 鑑札番号 _____ | |
| | ※ 注射済番号 _____ | |
| 保健所へ 情報提供 | () 保健所 月 日 () 時 分 | |
| 逸走届出との照合：① 月 日現在 ② 月 日現在 ③ 月 日現在 ④ 月 日現在 | | |
| 收容場所 | 場 所： | |
| | 期 間： 月 日 () ~ 月 日 () | |
| 措置結果： | | |

【様式4 (_____) 避難所 動物救護活動報告 (要請)】

月 日 時現在

| | | | | | | | |
|-----------|--------------------------|-----|-------|-----|------------|-----|--|
| 活動 従事者 | 所 属 等 | | 人 数 | | 人員補充等の要請 | | |
| | 動物救護部 | | | | (要請理由・人数等) | | |
| | 飼 い 主 | | 人 | | | | |
| | ボランティア | | 人 | | | | |
| | | | 人 | | | | |
| 収容動物 | 事 由 | 種 類 | 現 在 数 | | 特記事項 | | |
| | 同行動物 | イヌ | | | | | |
| | | ネコ | | | | | |
| | 飼い主 不明 | イヌ | | | | | |
| | | ネコ | | | | | |
| | | | | | | | |
| 要補充 物資 | 品 名 | 数 量 | 備 考 | 品 名 | 数 量 | 備 考 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| その他 | (物資補充以外の要請事項・特に報告すべき事項等) | | | | | | |
| | 【動物間の感染症が発生した場合の記入欄】 | | | | | | |
| | _____ | | | | | | |
| | 【死亡した動物があった場合の記入欄】 | | | | | | |
| _____ | | | | | | | |

美濃加茂市 産業振興部 環境課
 電 話 : 0574-25-1111 (内 303・306)
 FAX : 0574-25-0887

